

岐阜県警察訓令第1号

各所属長

岐阜県警察本部長宿舎の管理に関する訓令を次のように定める。

平成28年1月28日

岐阜県警察本部長 岡 真臣

岐阜県警察本部長宿舎の管理に関する訓令  
(趣旨)

第1条 岐阜県警察本部長宿舎（以下「本部長宿舎」という。）の管理については、岐阜県公有財産規則（昭和39年岐阜県規則第48号）及び岐阜県公有財産事務処理規程（昭和49年訓令甲第16号）によるほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において本部長宿舎とは、岐阜県警察本部長（以下「使用者」という。）が居住する宿舎として、警察庁長官官房長と協議して定めた宿舎をいう。

(管理者)

第3条 本部長宿舎を維持管理するため、管理者を置き、総務室長をもって充てる。

2 管理者は、維持管理に関する事務を総務室装備施設課長に処理させることができるものとする。

(維持管理)

第4条 本部長宿舎は、行政財産として維持管理し、自然の毀損に基因する補修、管理上特に必要と認められた営繕及び保全管理について、その必要の程度に応じ、予算の範囲内で行うものとする。

(費用負担)

第5条 本部長宿舎の使用料は無料とし、使用者は、本部長宿舎の使用に係る光熱水費（一部の設備機器に係る費用を除く。）、共益費、消耗品の取替えに要する費用その他使用者において負担することが適当と認められる費用を負担するものとする。ただし、特別な事情がある場合においては、この限りでない。

(同居者)

第6条 使用者は、その家族以外の者を同居させることができない。

附 則（平成28年1月28日岐阜県警察訓令第1号）

この訓令は、平成28年2月1日から施行する。